

現 場 説 明 書（技術的事項）

工事名 天神山市営住宅 2 号棟他避難器具改修工事

1. 現場の状況

- ・市営住宅の入居者が、日常の生活をしています。

2. 別途工事

- ・なし

3. 留意事項

- ① 工事期間中は住宅管理人への連絡は十分に行うとともに、入居者及び第三者の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じてください。
- ② 駐車場は全て有料駐車場です。監督員の指定する駐車区画以外は、利用できません。
- ③ 施工前に工事の内容、工事期間及び施工業者等を明示したものを掲示板に表示し、各入居者等への周知を図ってください。特に、騒音、振動、埃、日常生活に支障が出る作業は十分な周知を行ってください。
- ④ 年末年始期間については、騒音・振動等の住環境改善に努めてください。
- ⑤ 工事に伴う敷地使用は最小限にとどめてください。
- ⑥ 既設工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において速やかに復旧してください。
- ⑦ 実施工程表は契約後 14 日以内に提出してください。その際、工程については監督員と十分に協議してください。また、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ⑧ 特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
- ⑨ 工事施工上必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ⑩ 本工事における、有資格者等は各種法令に基づき、適切に配置等してください。
- ⑪ 受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。
- ⑫ 受注者は、工事实績情報システム（コリンズ）への登録内容をあらかじめ監督員の承諾を受け、次表の期間内に登録申請をしてください。

請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500 万以上	契約後 10 日以内	変更契約後 10 日以内	工事完成後 10 日以内

- ⑬ 本工事は、インターネットを利用して発注者及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事です。本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者

が行い、利用料を支払ってください。運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）及び情報共有システム利用手引（建築工事）」を参照してください。

本工事は、受注者希望型のため、受注者の希望により情報共有システムの利用の有無を選択できるものとしており、契約後すみやかに監督員と協議を行い、情報共有システムを利用するかどうか決定してください。

天神山市営住宅２号棟他避難器具改修工事 特記仕様書

I. 工事概要

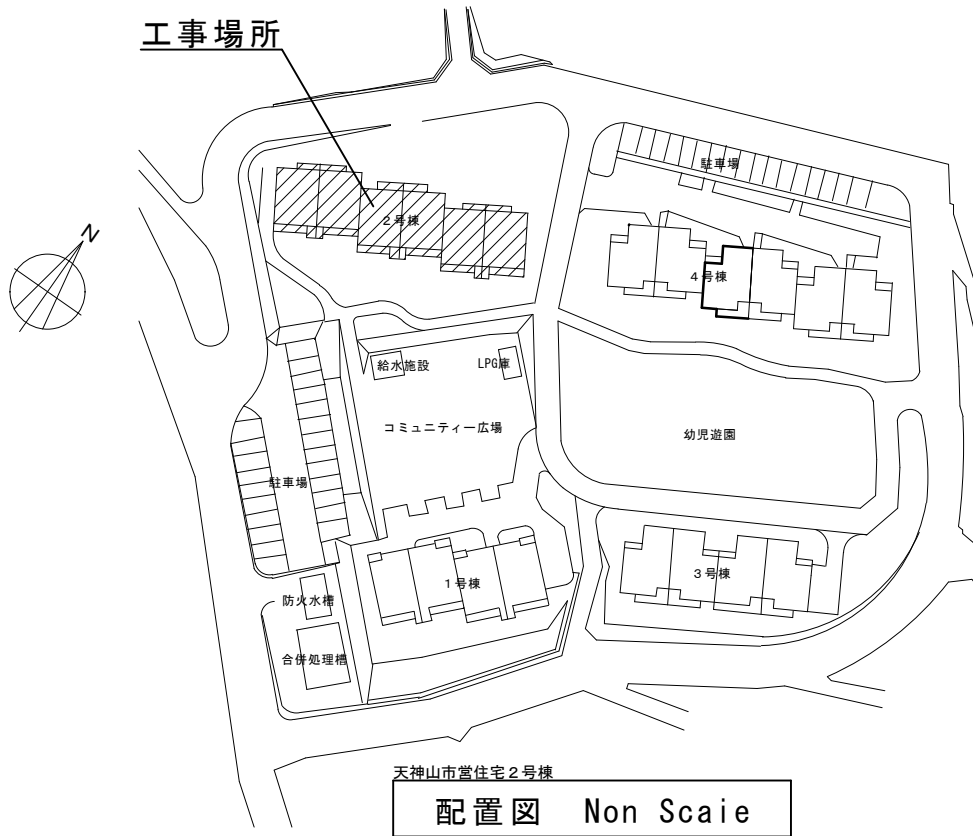
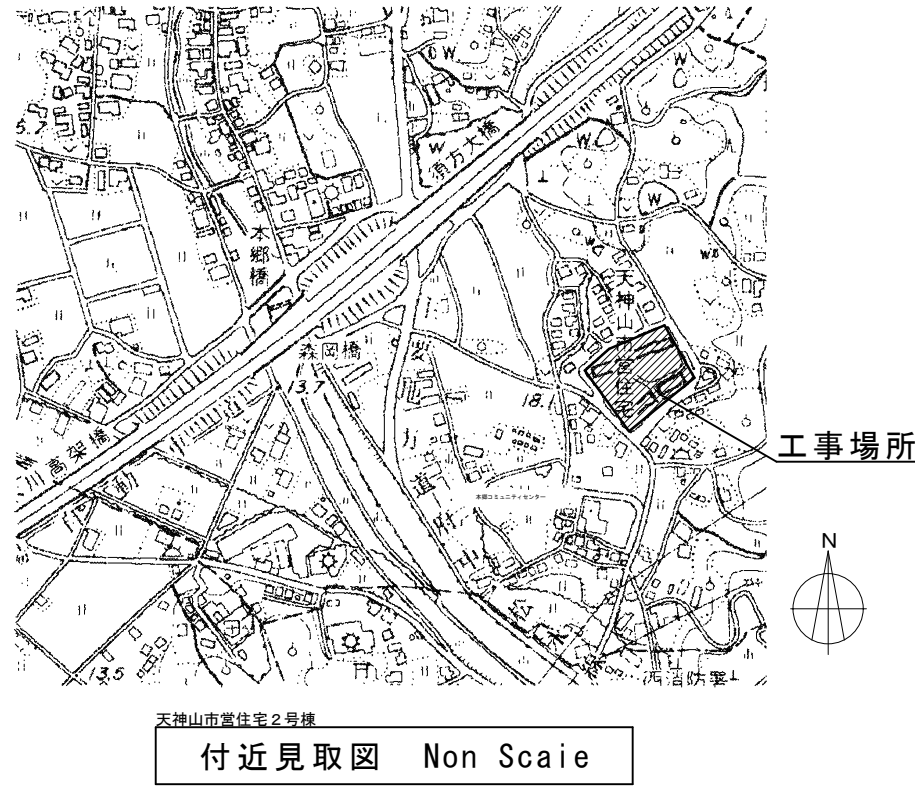
1. 工事名称
- 天神山市営住宅２号棟他避難器具改修工事
2. 工事場所
- 福山市本郷町外２か町地内
3. 工事概要
- （１）避難器具改修工事 一式（天神山市営住宅２号棟、瀬戸町瀬戸川市営住宅２号棟、引野町桃山市営住宅３・５号棟）
4. 別途工事
- ・なし
5. 工期の設定
- ・本工事の工期は、工事検査期間として14日間を含んでいる。
6. 実施工程表
- ・契約後14日以内に実施工程表を提出する。
7. 法定外の労災保険の付保
- ・本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

II. 工事仕様

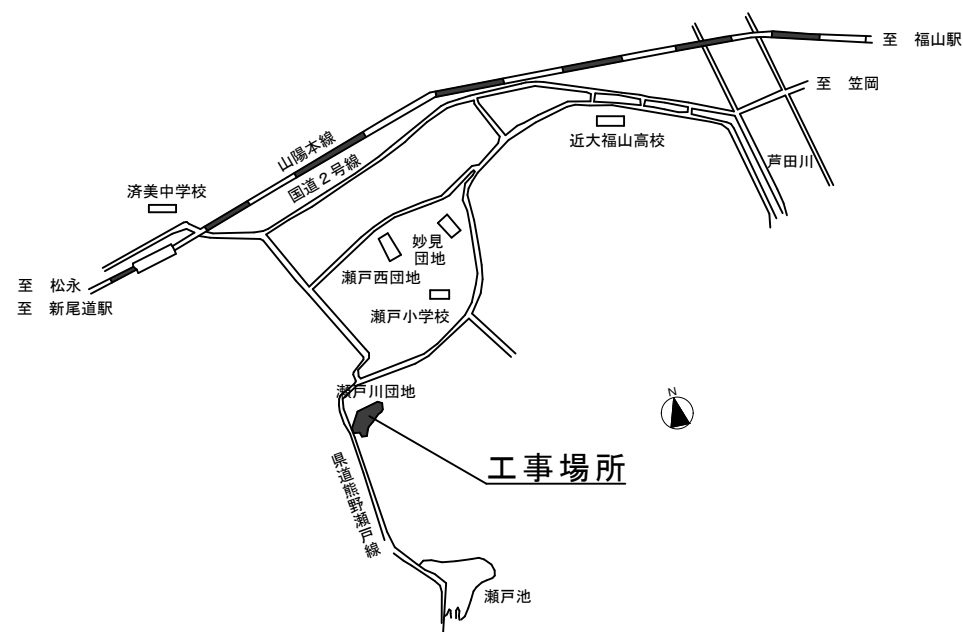
1. 図面及び特記事項に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版による。
2. 本工事の受注者は、地元企業及び地場産業の積極的な活用に努める。

III. 特記事項

- 特記事項は ◎ 印のついたものを適用する。 ◎ 印のつかない場合は、※ 印のついたものを適用する。
- 1) 主任技術者等
- ◎ 受注者は、工事現場内において主任技術者（下請負人を含む）に工事名・工期・写真証明印の入った名札を着用するものとする。
- 2) 工事実績情報の登録
- ◎ 受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。
- 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期限内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。
- | | | | |
|---------|----------|------------|------------|
| 請負金額 | 工事受注時 | 登録内容の変更時 | 工事完成時 |
| 500万円以上 | 契約後10日以内 | 変更契約後10日以内 | 工事完成後10日以内 |
- 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要）
- ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
- なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）
- 3) 疑義に対する協議等
- ◎ 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合いの関係で、設計図書によることが困難又は、不都合な場合が生じたときは、監督員と協議する。
- 4) 建築材料等
- ◎ 建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの又は同等以上とする。
- ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。
- ・塗料のホルムアルデヒドの発散量 F☆☆☆☆ とする。
- 5) 発生材の処理
- ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に従い、適切に処理する。
- また、マニフェスト（D・E票）の写しを提出する。
- ◎ 本工事は、建設副産物情報交換システム（財）日本建設情報総合センターの登録対象工事であり、受注者は施工計画時工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行なうものとする。
- また、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、当該システムにより作成を行い提出するものとする。
- また、工事完了時には再生資源利用実施書及び再生資材利用促進実施書を提出する。
- ◎ 着工前・工事中及び完成時の写真は、A４版印刷、若しくはA４版写真帳にて１部提出する。
- ・別途工事については、相互に調整し、工事全体の円滑な施工に努める。
- ・本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- 本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い利用料を支払うものとする。
- 運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領(建築工事)」及び「情報共有システム利用手引(建築工事)」によるものとする。
- ◎ 受注者希望型（契約時の請負金額が500万円以上のものに限る）
- 工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。
- 本システムの利用を希望する受注者は、工事着工までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。
- その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。
- 6) 工事及び完成写真
- 7) その他
- 8) 情報共有システム

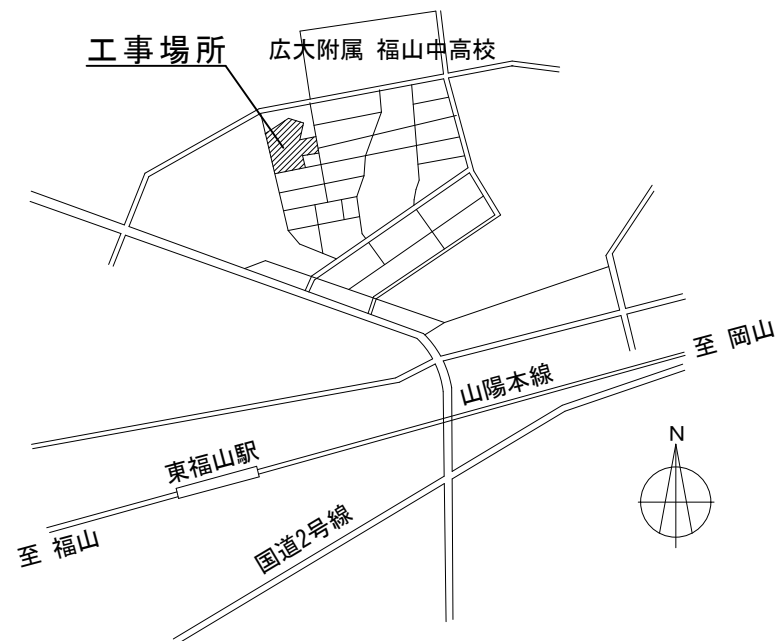


主 務	課 員	次長	課長補佐	課長



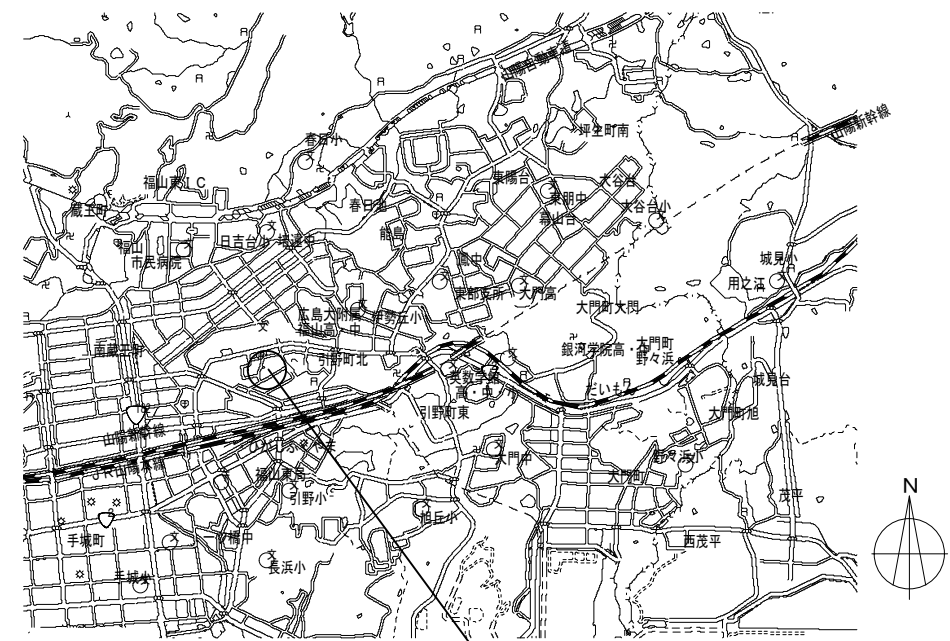
瀬戸町瀬戸川市営住宅2号棟

付近見取図 Non Scale



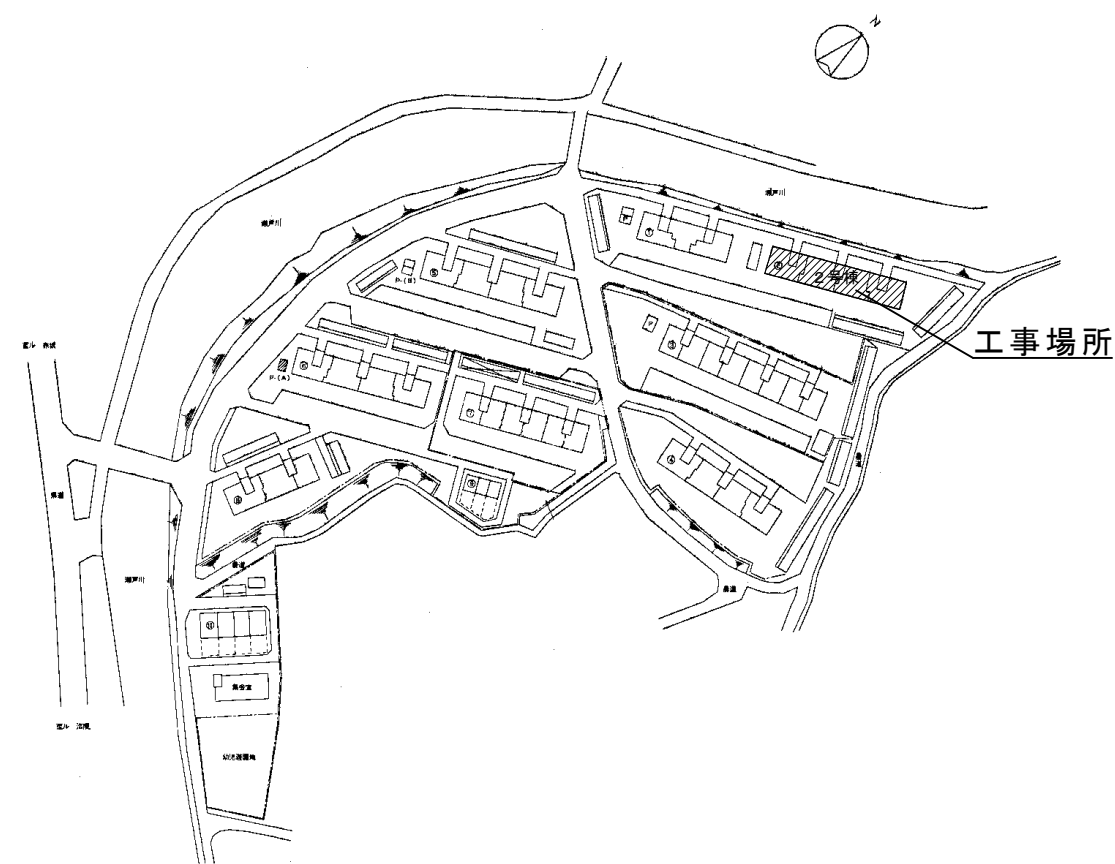
引野町桃山市営住宅3号棟

付近見取図 Non Scale



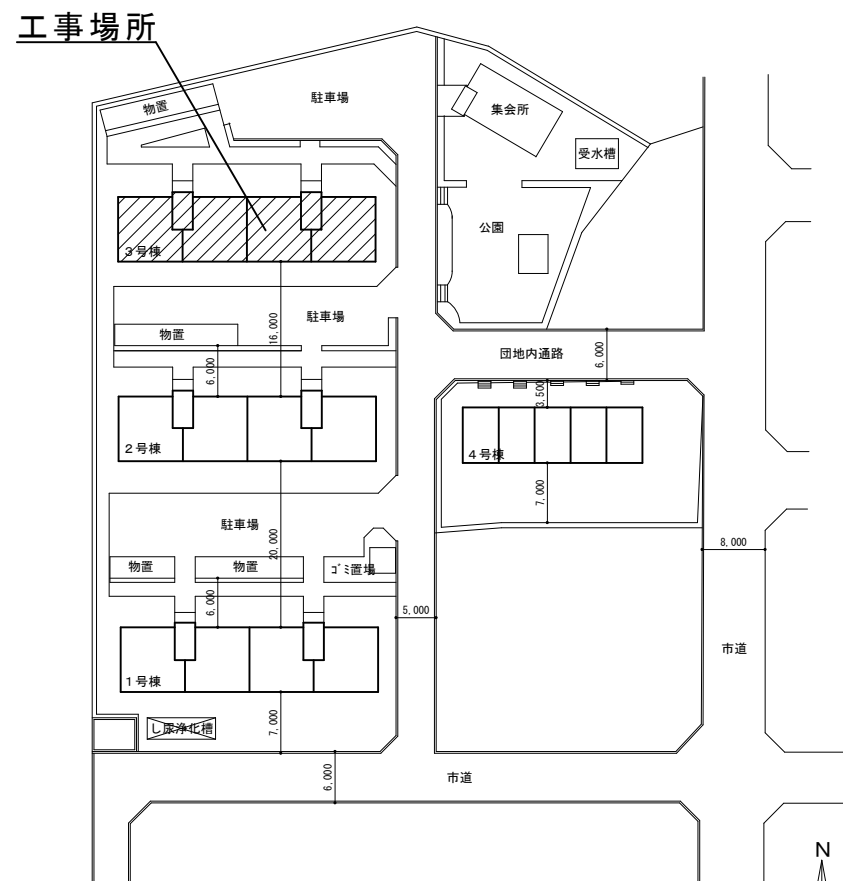
引野町桃山市営住宅5号棟

付近見取図 Non Scale



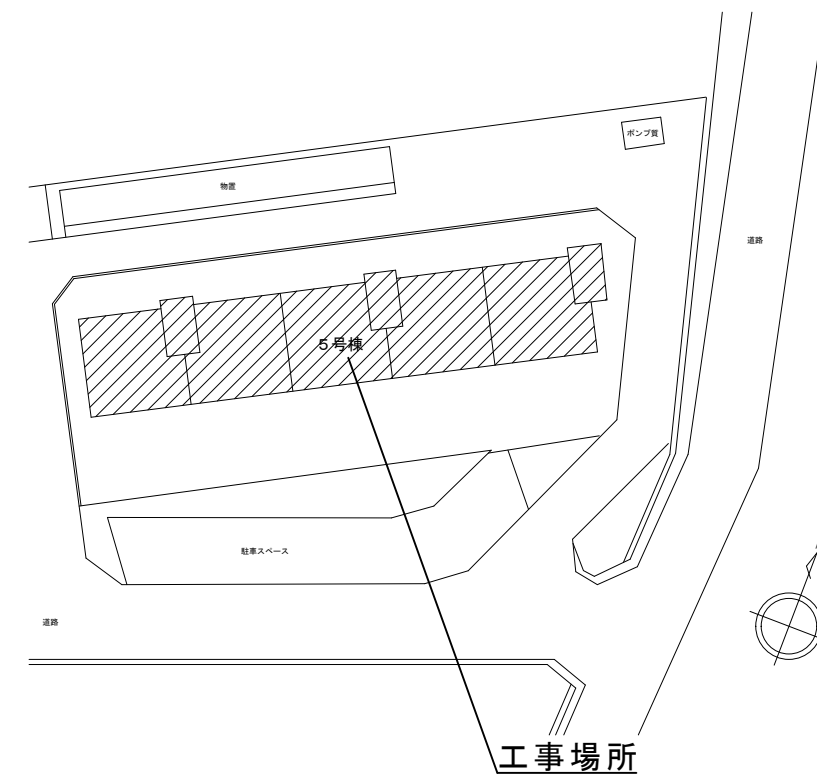
瀬戸町瀬戸川市営住宅2号棟

配置図 Non Scale



引野町桃山市営住宅3号棟

配置図 Non Scale



引野町桃山市営住宅5号棟

配置図 Non Scale



工事名称
天神山市営住宅2号棟他避難器具改修工事

図面名称
付近見取図、配置図

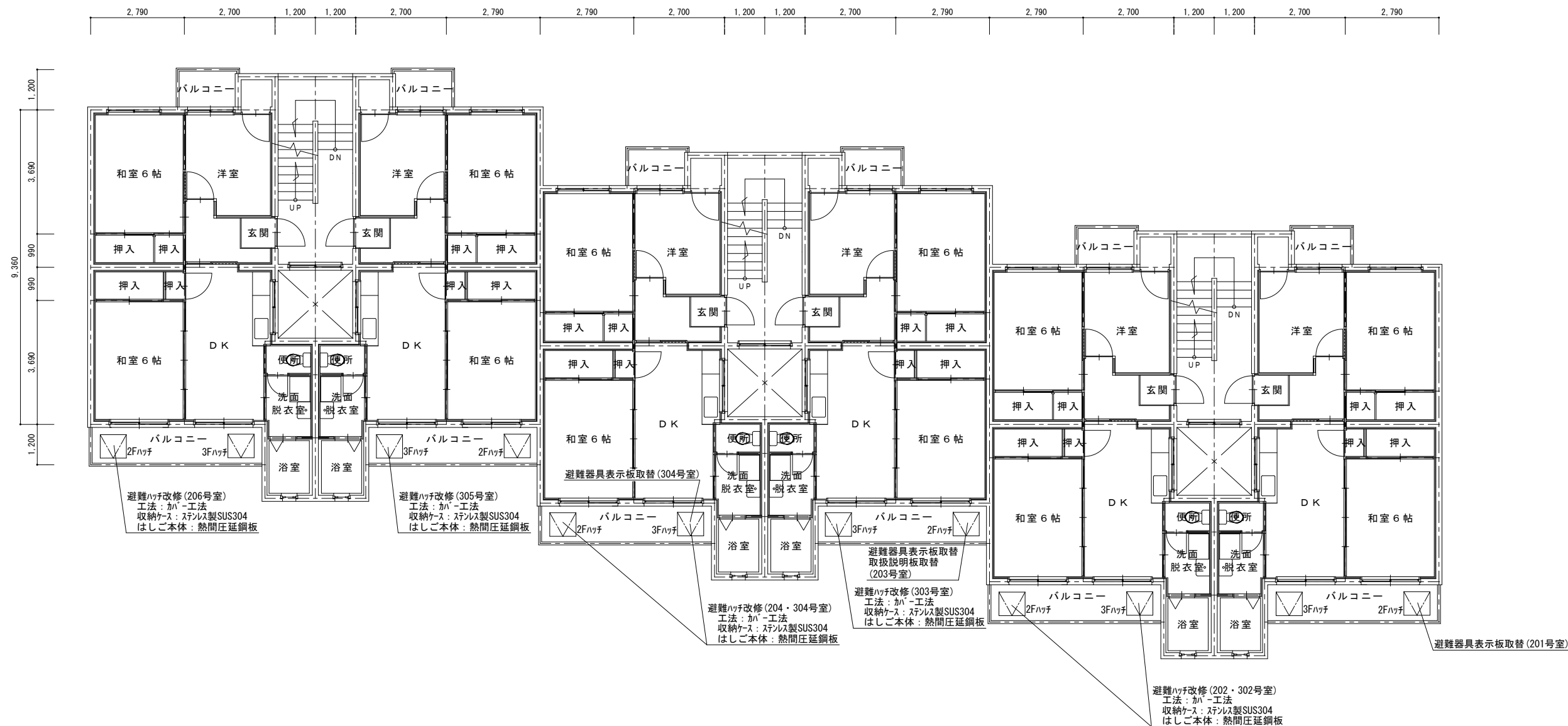
S=Non Scale

福山市建設局建築部住宅課

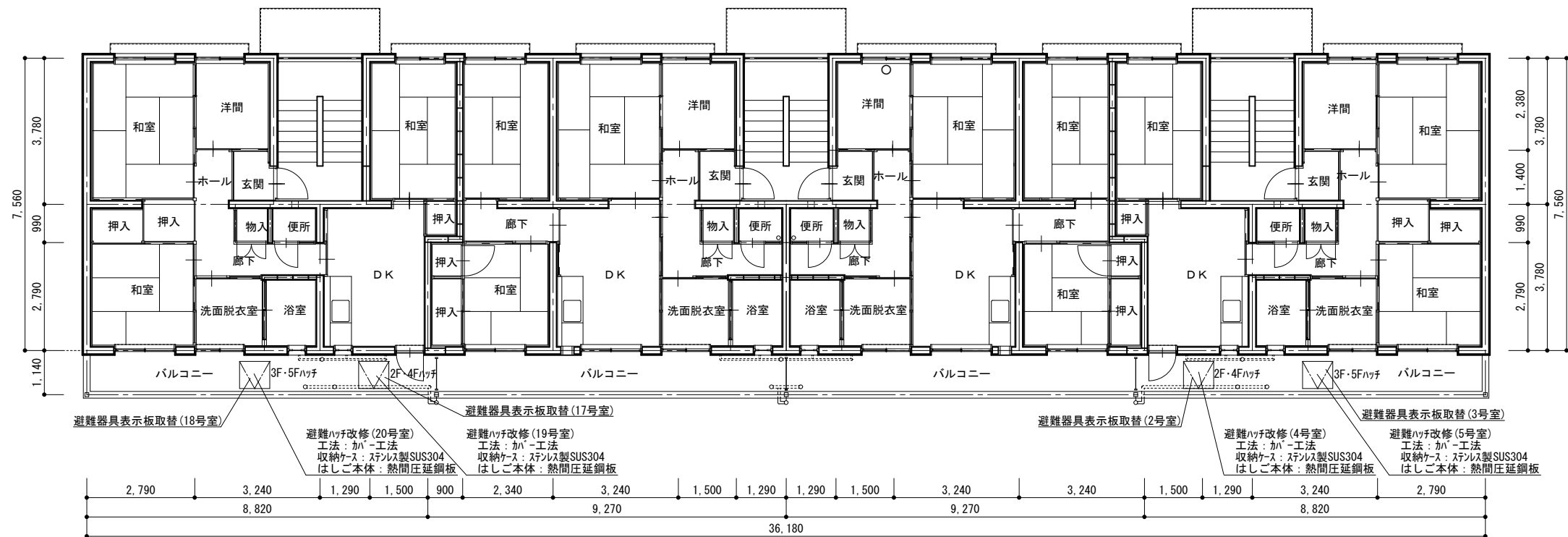
2026年10月

図面No

2/7



天神山市営住宅2号棟
平面図 S=1/100



瀬戸町瀬戸川市営住宅2号棟

平面図 S=1/100



工事名称
天神山市営住宅2号棟他避難器具改修工事

図面名称
瀬戸町瀬戸川市営住宅2号棟平面図

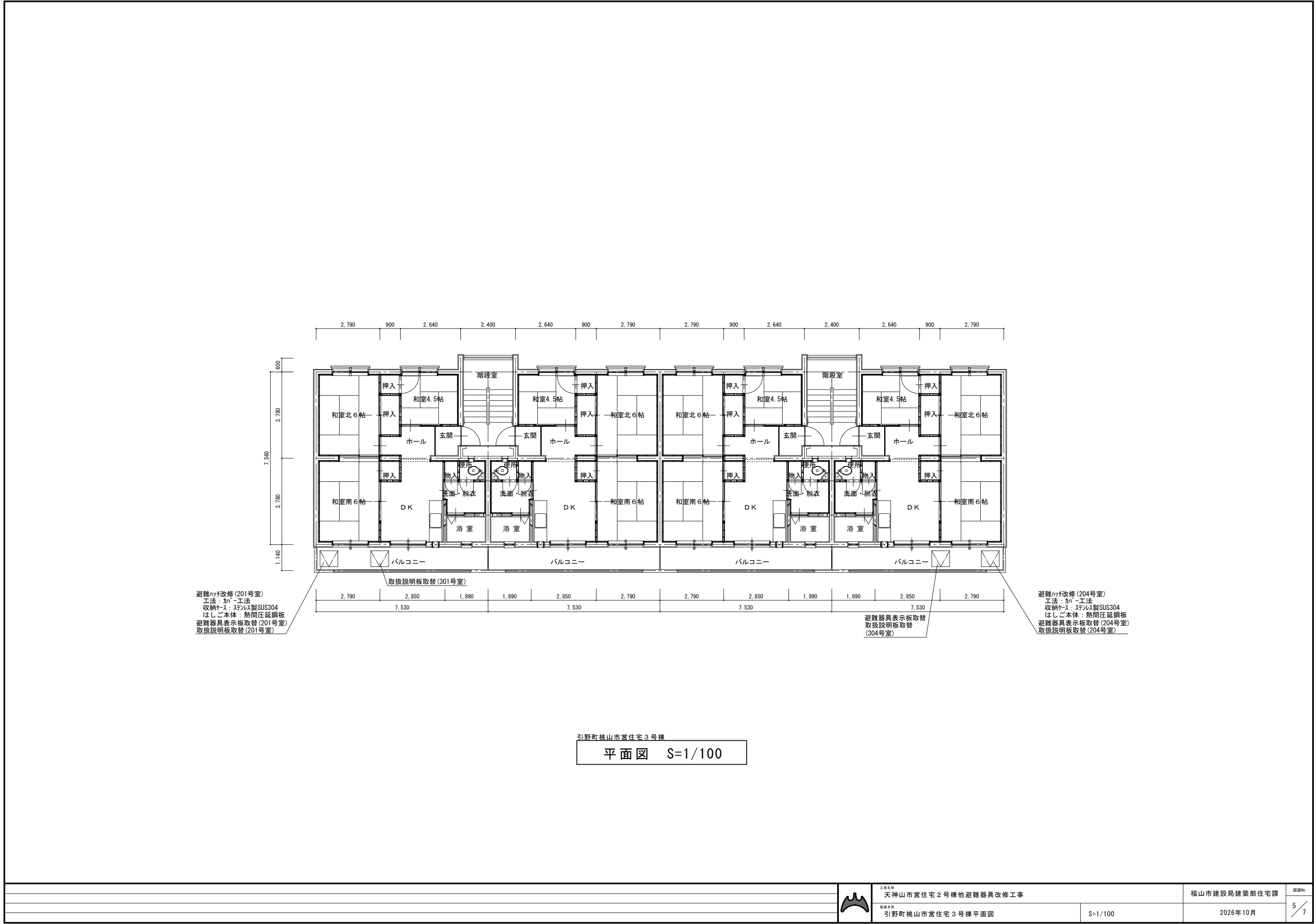
S=1/100

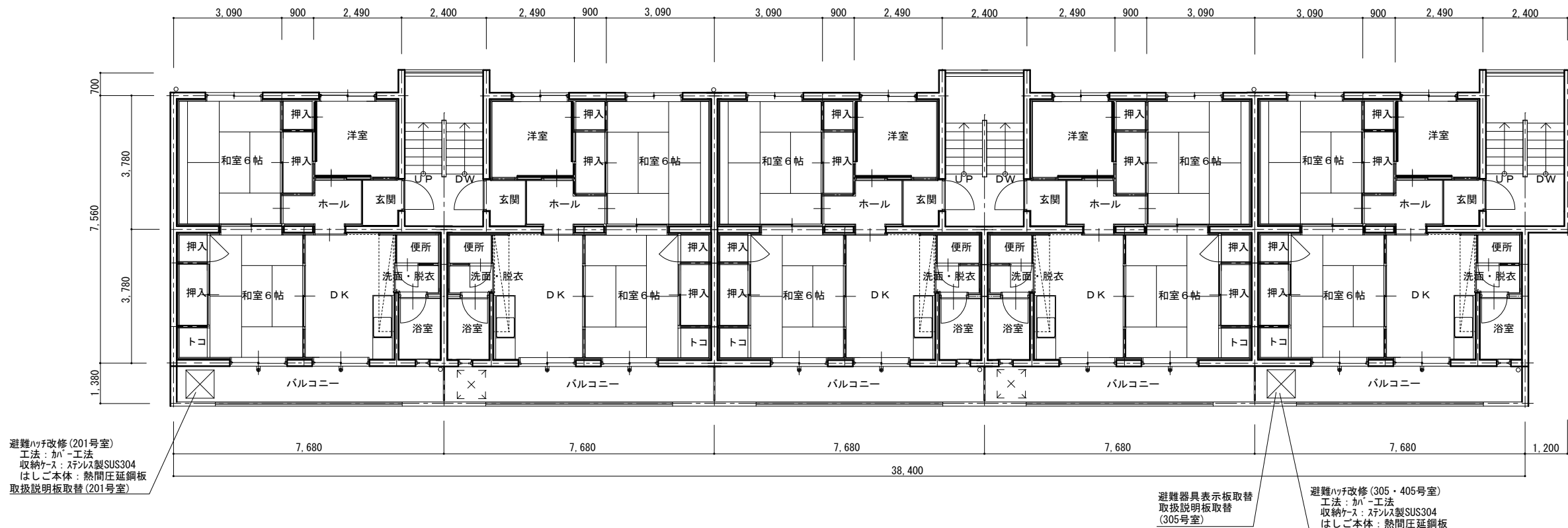
福山市建設局建築部住宅課

2026年10月

図面No

4/7





引野町桃山市営住宅5号棟

平面図 S=1/100

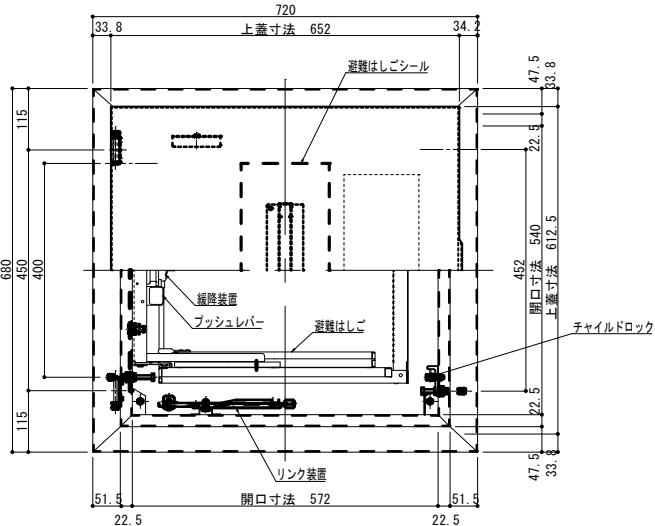
既存避難ハッチ

瀬戸町瀬戸川市営住宅2号棟 全4箇所(4・5・19・20号室)
引野町桃山市営住宅3号棟 全2箇所(201・204号室)
引野町桃山市営住宅5号棟 全3箇所(201・305・405号室)
天神山市営住宅2号棟 全7箇所(202・204・206・302・303・304・305号室)

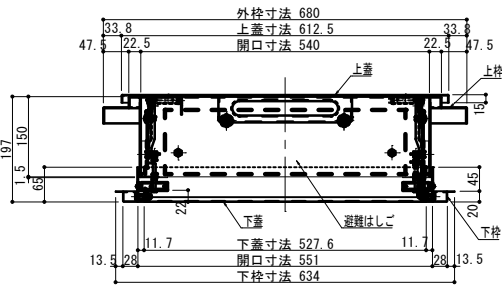
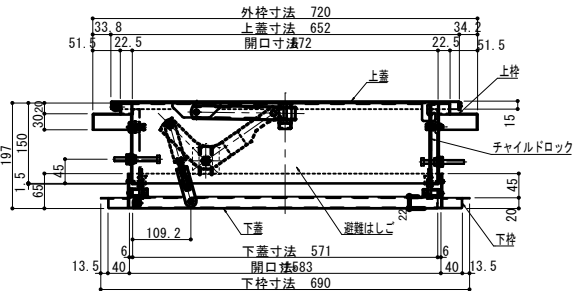
参考メーカー	ナカ工業株式会社
参考品番	RNCⅢ-107
型式番号	は第62-2号

改修用避難ハッチ仕様

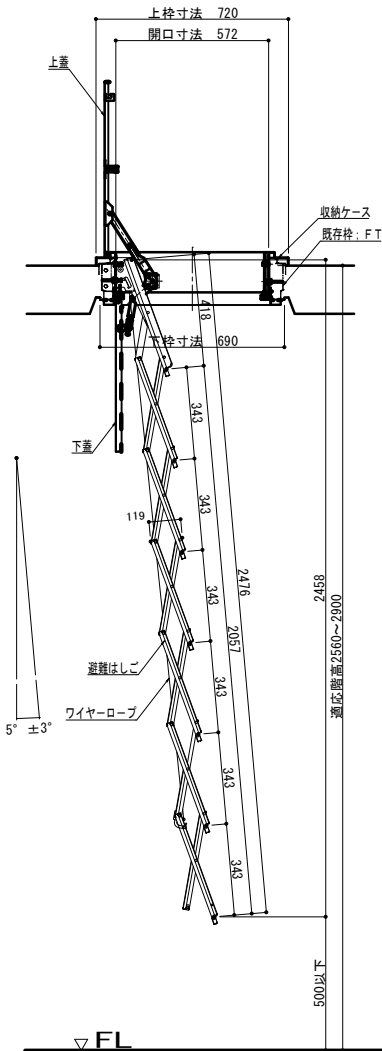
工法	カバー工法
収納ケース	ステンレス製 SUS304
はしご本体	熱間圧延鋼板



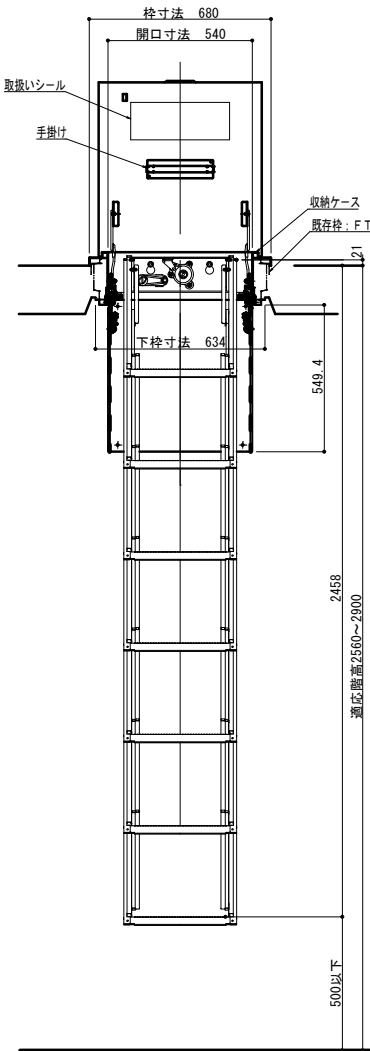
改修用避難ハッチ平面図 S=1/10



改修用避難ハッチ断面図 S=1/10



改修用避難ハッチ側面図 S=1/10



改修用避難ハッチ正面図 S=1/10

※改修用避難ハッチ（カバー工法）図の寸法は参考とする。現場実測の上、寸法を決定すること。

参考数量書

§ 工事名称 天神山市営住宅 2 号棟他避難器具改修工事

§ 工事場所 福山市本郷町外 2 か町地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 天神山市営住宅 2 号棟他避難器具改修工事

工事場所 福山市本郷町外 2 か町地内

【建物概要】

天神山市営住宅 2 号棟
鉄筋コンクリート造 3 階建て
延べ面積 1, 2 3 7. 6 8 m²

瀬戸町瀬戸川市営住宅 2 号棟
鉄筋コンクリート造 5 階建て
延べ面積 1, 3 6 7. 6 0 m²

引野町桃山市営住宅 3 号棟
鉄筋コンクリート造 3 階建て
延べ面積 6 9 1. 7 4 m²

引野町桃山市営住宅 5 号棟
鉄筋コンクリート造 4 階建て
延べ面積 1, 1 9 6. 6 4 m²

【工事概要】

・避難器具改修工事 一式

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

福 山 市

